原子力発電環境整備機構 理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会 座長 加 藤 一 郎

答申書

2014年7月25日付で原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)から当委員会へ諮問された2014年度諮問第1号(「2014年7月10日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて)に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求に係る機構資料について、個人情報、法人等情報、事務又は事業に関する情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

- 1. 情報公開請求に係る機構資料
 - 2014年6月28日高松市で行われたシンポジウム「地層処分を考える」開催に関する
 - ·委託契約書
 - ·NUMO 役職員の旅費申請·支払書
- 2. 上記公開請求に対する機構の説明
 - (1) 委託契約書

以下に関する情報は、[1]については、情報公開規程(以下「規程」という)別表第 2 「1. 個人情報」に該当し、[2]については、規程別表第 2 「2. 法人等情報」に該当すること、また、受託者からも非公開の意見があることから非公開とし、その他は公開する。

[1]役職、氏名、印影及び写真等により特定の個人が識別される情報。(他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。ただし公開することが慣行として確立しているものを除く。)

[2]法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人・団体等に該当する情報。

(2) NUMO 役職員の旅費申請·支払書

以下に関する情報は、[1]については、規程別表第2「1. 個人情報」に該当し、[2]については、規程別表第2「2. 法人等情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当することから非公開とし、その他は公開する。

[1]役職、氏名及び印影により特定の個人が識別される情報。(ただし、公開することが慣行として確立しているものを除く。)

[2]法人・団体等に該当する情報及び事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報。

3. 当委員会の判断

(1) 委託契約書

上記 2 (1)「委託契約書」の機構資料には、規程別表第 2 「1. 個人情報」に該当する個人識別情報が記載され、さらに、法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人・団体の情報等、規程別表第 2 「2. 法人等情報」該当する情報が記載されていること、また、受託者からも非公開の意見があることなどから、規程 8 条の規定により、部分公開とすることは、妥当である。

(2) NUMO 役職員の旅費申請·支払書

上記 2 (2)「旅費申請・支払書」の機構資料には、規程別表第 2 「1. 個人情報」に該当する個人識別情報が記載され、「2. 法人等情報」に該当する法人・団体等の識別情報が記載され、さらに「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する市町村識別情報が記載されていることから、規程 8 条の規定により、部分公開とすることは、妥当である。

第3 審議の経緯

- (1)2014年7月25日 情報公開審査委員会に諮問
- (2) 2014 年 7 月 28 日 第 26 回情報公開審査委員会で審議
- (3)2014年8月01日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会 委員長代理(座長) 加藤 一郎

委員長 伊東健次

委員原田 肇